

新旧対照表

改正案	現行
<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p>	<p>広島県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱</p>
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業者の指定申請)</p> <p>第3条 事業者の指定は、前条第1項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、<u>研修の開講日の180日前から</u>60日前までに広島県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 講義の講師及び助手の配置</p> <p>ア 各課程のそれぞれの科目を教授するに相当と認められる実務経験を有する者が講師及び助手を担当すること。ただし、<u>重度訪問介護（行動障害支援）課程、同行援護（一般）課程、同行援護（応用）課程及び行動援護課程を除く。</u></p> <p>イ <u>重度訪問介護（行動障害支援）課程については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）課程を修了した者または、平成27年度以降に行動援護課程を修了した者が講師及び助手を担当すること。ただし、この要件に定めのない者で、その業績から当該科目を教授するに相当であると認められる者については、知事の承認を得て担当することができる。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ <u>行動援護課程については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）課程を修了した者または、平成27年度以降に行動援護課程を修了した者が講師及び助手を担当すること。ただし、この要件に定めのない者で、その業績から当該科目を教授するに相当であると認められる者については、知事の承認を得て担当することができる。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(研修の指定申請)</p> <p>第5条 事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、各研修の開講日の<u>180日前から</u>60日前までに知事に申請しなければならない。<u>また、指定の申請は研修の課程ごと（複数の研修課程を一体的に実施する場合を除く。）とする。</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業者の指定申請)</p> <p>第3条 事業者の指定は、前条第1項に掲げる研修の課程ごとに行うものとし、事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、<u>初回の研修の開講日の</u>60日前までに広島県知事（以下「知事」という。）に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(事業者の指定)</p> <p>第4条 知事は、前条の申請があった場合、次に定める要件を満たすものについて、事業者の指定を行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 講義の講師及び助手の配置</p> <p>ア 各課程のそれぞれの科目を教授するに相当と認められる実務経験を有する者が講師及び助手を担当すること。ただし、<u>同行援護（一般）課程及び同行援護（応用）課程を除く。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(研修の指定申請)</p> <p>第5条 事業者が研修を実施する場合は、次に掲げる事項を記載した書類に別に定める書類を添付して、各研修の開講日の60日前までに知事に申請しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>

第6条～第24条 (略)

附 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行し、適用する。(広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱及び広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準の廃止)
- 2 「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱(平成16年3月31日施行)」及び「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準(平成16年3月31日施行)」は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際に、現に廃止前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)による指定の申請を受理しているものについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際に、現に旧要綱により事業者の指定を受けている事業者(事業者としてみなすこととした者を含む。)は、指定を受けている課程と同一の課程に限り、第4条の規定による指定を受けた事業者とみなす。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により行われた申請その他の手続は、この要綱によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要綱に基づき指定した居宅介護従業者養成研修2級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。
- 3 知事は、この要綱の施行の際に、現に旧要綱により実施された居宅介護従業者養成研修1級課程及び居宅介護従業者養成研修2級課程並びに居宅介護従業者養成研修3級課程にかかる研修修了者の名簿管理及び第9条第3項による修了証明書等の書換交付及び再交付を引き続き実施する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則
(施行期日)

第6条～第24条 (略)

附 則
(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年12月16日から施行し、適用する。(広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱及び広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準の廃止)
- 2 「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱(平成16年3月31日施行)」及び「広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱の運用基準(平成16年3月31日施行)」は廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱の施行の際に、現に廃止前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定事務取扱要綱(以下「旧要綱」という。)による指定の申請を受理しているものについては、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行の際に、現に旧要綱により事業者の指定を受けている事業者(事業者としてみなすこととした者を含む。)は、指定を受けている課程と同一の課程に限り、第4条の規定による指定を受けた事業者とみなす。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成24年8月20日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年12月16日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際に、現に改正前の広島県居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱(以下「旧要綱」という。)の様式により行われた申請その他の手続は、この要綱によりなされた申請その他の手続とみなす。ただし、旧要綱に基づき指定した居宅介護従業者養成研修2級課程にかかる研修事業者が居宅介護職員初任者研修を開講する場合は、居宅介護職員初任者研修課程にかかる指定申請をあらためて行うこと。
- 3 知事は、この要綱の施行の際に、現に旧要綱により実施された居宅介護従業者養成研修1級課程及び居宅介護従業者養成研修2級課程並びに居宅介護従業者養成研修3級課程にかかる研修修了者の名簿管理及び第9条第3項による修了証明書等の書換交付及び再交付を引き続き実施する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。